合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社サンリツと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月十三日

東京都港区港南二丁目一二番三二号

新英産業株式会社

代表取締役社長　三浦　康英

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である片岡謙一及び熊谷雅朗が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十三日

東京都千代田区内神田三丁目一八番三号

上海菱威深信息技術有限公司

日本における代表者　片岡　謙一

同　熊谷　雅朗

限定承認公告

本籍宮城県栗原市築館字留場遠の木一番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　秀敏

右被相続人は平成二十一年九月八日死亡し、その相続人は平成二十二年四月七日仙台家庭裁判所古川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

宮城県遠田郡美里町北浦北田三七―二

相続財産管理人　伊藤　直之

限定承認公告

本籍宮城県栗原市築館字留場遠の木一番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤富美英

右被相続人は平成二十一年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年四月七日仙台家庭裁判所古川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

宮城県遠田郡美里町北浦北田三七―二

相続財産管理人　伊藤　直之

限定承認公告

本籍神奈川県海老名市上今泉五丁目七五六番地二、最後の住所神奈川県海老名市上今泉五―四三―一五　被相続人　亡　中田　潤子

右被相続人は平成二十二年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十七日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

神奈川県海老名市上今泉五―四三―一五

相続財産管理人　中田　嘉昭

限定承認公告

本籍愛知県一宮市木曽川町黒田字古城一三番地、最後の住所愛知県一宮市木曽川町黒田字北野黒一三番地七七マンション・ニュー木曽川B棟三〇三号　被相続人　亡　藤田　幸治

右被相続人は平成二十二年二月五日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十三日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

愛知県一宮市木曽川町黒田字北野黒一三番地七七マンション・ニュー木曽川B棟三〇三号

相続財産管理人　藤田　智広

限定承認公告

本籍京都市北区衣笠街道町三一番地の二四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大西　健史

右被相続人は平成二十一年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

京都市北区衣笠街道町三一番地の二四

相続財産管理人　大西やゑ子

限定承認公告

本籍福岡市早良区原八丁目六番、最後の住所福岡市早良区原八丁目六番一八号

被相続人　亡　大神　信毅

右被相続人は平成二十二年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十六日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

福岡市早良区原八丁目六番一八号

相続財産管理人　大神　涼子

信託業務を営む金融機関の合併の公告

当社は、関係当局の認可等を条件に、野村信託銀行株式会社（東京都千代田区大手町二丁目二番二号）との合併により解散することといたしましたので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条第三項の規定により公告します。

一、合併しようとする日

平成二十二年七月二十日

二、引受けを行った信託関係の処理の方法

野村信託銀行株式会社に当社の権利義務全部を承継

平成二十二年五月十三日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号

ＮＣＴ信託銀行株式会社

代表取締役　小林　保

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年六月十三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年五月十三日

東京都港区赤坂一丁目三番六号

株式会社ＬＥＧＥＮＤ

代表取締役　大西　博子

訂正公告

平成二十二年四月三十日掲載の資本金の額の減少公告中、商号「ブロスタＴＶ合同会社」とあるは「ブロスタＴＶ合同会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年五月十三日

東京都港区六本木六丁目一番二四号ラピロス六本木ビル四階　ブロスタＴＶ合同会社

代表社員　株式会社テレビ朝日

職務執行者　中野　隆治

正誤

ページ	段	行	誤	正
二三二	二	一〇	が、	、温室効果ガスの量について
〃	〃	一三～一四	されなかった温室効果ガスの量として認証をし、当該認証をたもの（当該認証	されなかったものとして認証をし、当該認証を得及び保有を適切に管理し、当該量の移転を可能とする場合にあっては当該移転を適切に管理する制度（認証
四一七	下	二四	認定を受けた者	認定
三九六	下	二四	第十一項各中	第十一項中
〃	〃	終りから二	第五条中	第五号中

（原稿誤り）

二三二ページ二段一七行目から二二行目は次のとおりの誤り。

利害関係を有する者が当該認証に加わらないものに限る。）であって環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証をされた温室効果ガスの量

（原稿誤り）

公布経済産業省令第十七号（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

経済産業省・環境省告示第三号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件）

（原稿誤り）

（印刷誤り）

平成二十二年三月三十一日（号外第六十八号）

平成二十二年四月三十日（号外第六十七号）

平成二十二年五月十三日（号外第六十八号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十三日付第九九号九六

◉付録　四月官報目録二四ページ

ページ●同日付政府調達第八七号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）

一五管理区域　八四　九一　八都滅種危惧種　管理区間　都滅危惧種